

# 大阪府屋外広告物条例で規定された 適用除外ガイドライン

大 阪 府

令和4年3月



# 目 次

## 第1章 ガイドライン策定の趣旨

- 1 策定の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

## 第2章 第8条第1項第1号 他法令による適用除外について

- 1 他法令とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 他法令による適用除外とする表示の統一・・・・・・・・・・・・ 2

## 第3章 第8条第2項第1号 管理用広告物について

- 1 管理用広告物とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 管理上の必要に基づく表示とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 管理者表示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 4 一の広告物に複数の広告面を有する場合・・・・・・・・・・・・ 7
- 5 一敷地内で自家用広告物と管理用広告物が混在する場合・・・・ 7

## 第4章 第8条第3項 道先案内図について

- 1 道先案内図の対象施設の扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **8**
- 2** 道先案内図の規格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **8**
- 3 道先案内図の表示内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **8**
- 4 掲出可能な個数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 5 手続き等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

## 第1章 ガイドライン策定の趣旨

### 1 策定の考え方

大阪府屋外広告物条例（以下「条例」という。）及び同条例施行規則（以下「条例施行規則」という。）では、良好な景観形成と落下事故等を防止し、安全を図るため、屋外広告物の掲出に対し規制を設けています。

屋外広告物の掲出については、条例により掲出場所や面積が制限されており、事前に各行政窓口申請して許可を得ること等、様々なルールがありますが、条例第8条（以下「第8条」という。）に該当するものについては、条例規制の適用を一部除外すると規定されています。

しかし、第8条で規定された適用除外にどのような広告物が該当するか等の詳細な規定がされていないため、問い合わせが多く寄せられていました。

このため、大阪府と各権限移譲市町で協議を行い、適用除外のルールをガイドラインとして示すこととします。

### 2 策定の目的

第8条のうち、特に問い合わせの多い同条第1項第1号（他法令）、第2項第1号（管理用）、第3項（道先案内図）について、どのような場合に該当し、どのような手続きを行うべきか、ガイドラインにおいて事務手続きや適用除外事例等を示します。（第1項第1号と第2項第1号は許可不要ですが、第3項は許可が必要です。）

掲出者及び各行政窓口担当者が、当ガイドラインを統一的に運用することで、公正性を逸脱しない制限を担保するとともに、良好な景観を適切に維持する広告物が掲出されることを目的としています。

※このガイドライン（「大阪府屋外広告物条例で規定された適用除外ガイドライン」）の適用範囲については、政令市（大阪市・堺市）、中核市（豊中市・高槻市・吹田市・枚方市・八尾市・東大阪市及び寝屋川市）を除いた市町村です。

## 第2章 第8条第1項第1号 他法令による適用除外について

### 1 他法令とは

第8条第1項第1号「他の法令の規定により表示・設置するもの」の他の法令は、以下のとおりとします。

法令の規定条項	規定内容
(1) 文化財保護法 第115条第1項	史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板等
(2) 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律 第4条	保存樹又は保存樹木の表示の標識
(3) 道路法 第45条第1項	道路標識の設置
(4) 道路法第47条の4	通行の禁止又は制限の場合における道路標識
(5) 道路法第48条の5第2項	自動車専用道路の入口その他必要な場所の通行の禁止又は制限の対象を明らかにした道路標識
(6) 建築基準法 第89条第1項	一定規模以上の建築物の建築等を行う場合の建築確認の表示
(7) 建設業法 第40条	建設工事の現場等への標識の掲示
(8) 都市緑地法 第7条及び第13条	緑地保全地域又は特別緑地保全地区の標識
(9) 生産緑地法 第6条	生産緑地地区の標識
(10) 危険物の規制に関する規則 第28条の2の5 第1項第1号	ガソリンスタンド「セルフ」表示
(11) 駐車場法施行令 第17条	駐車場法第12条で定める路外駐車場(自動車の駐車に供する面積が500m <sup>2</sup> 以上)の供用時間及び駐車料金の額の明示
(12) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則 第5条第1項第5号	太陽光発電事業者は、出力20kw以上の太陽光発電事業者は、事業計画の一定の項目について、標識を設置すること。(大きさ:縦25cm以上×横35cm以上)

### 2 他法令による適用除外とする表示の統一

他法令による適用除外とする表示は、以下の要件を満たすものとします。

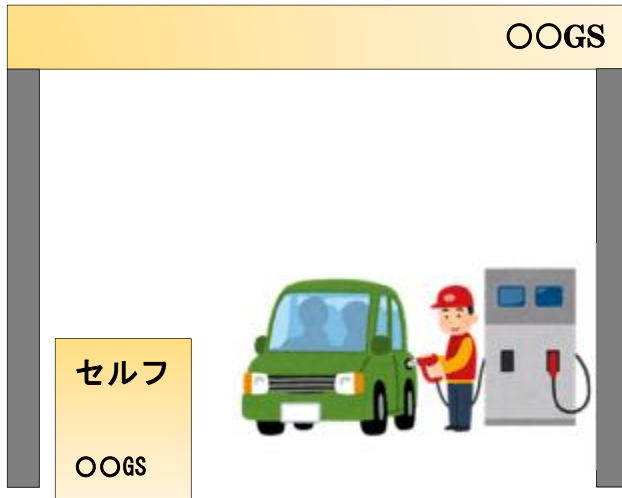
#### ◆ 他法令による適用除外になる表示の要件

- (1)原則として、他法令によって義務付けられた表示のみ記載されていること。
- (2)例外として表示者等の記載は可。ただし、表示者等の表示は他法令によって義務付けられた表示よりも小さいこと。(全体の概ね1/4以下が望ましい。)
- (3)一の広告物に複数の広告面を有する広告物の場合は、他法令によって義務付けられた表示板面と他の表示板面が明確に分かれていること。
- (4)一敷地内7m<sup>2</sup>以内、一表示面とし、上限を超えれば自家用広告物とする。  
※「一敷地内7m<sup>2</sup>以内、複数表示面」の適用除外広告物がある場合は、そのうちの一基一表示面を適用除外とし、その他は自家用広告物とする。

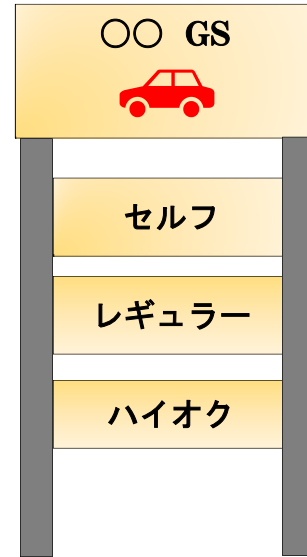
※上記の他法令以外の法令で義務付けられた表示、基準を超える掲出が他法令上で義務付けられている場合やこれまでの経過など、各市町村でやむを得ないと判断した場合は、例外的な掲出を認めることとします。

【ガソリンスタンド セルフ】

○適用除外事例



▲ 表示者名等が全体の面積の 1/4 以下

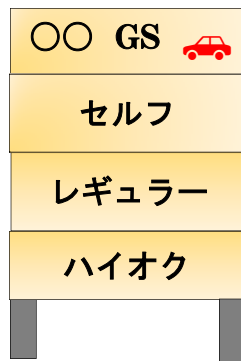


▲ 他法令で義務付けられた表示(セルフ)と他の表示板面が明確に分かれているので、「セルフ」板面のみ適用除外にする。

○適用除外にならない事例



▲ 表示者名等(ロゴマーク含む)が全体の面積の 1/4 以上なので、自家用広告物とする。



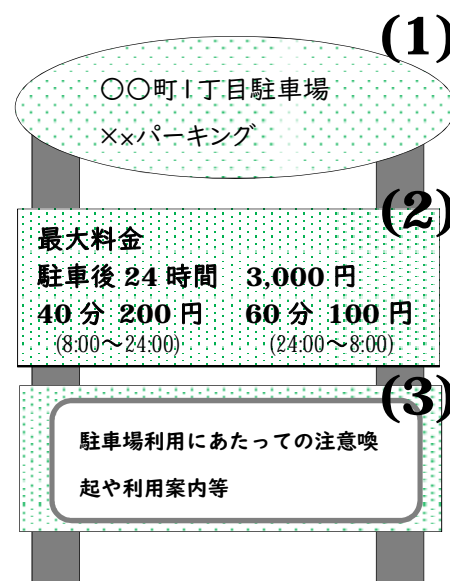
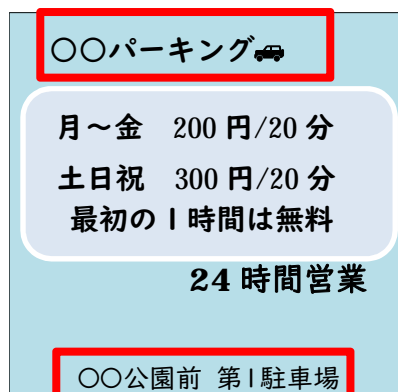
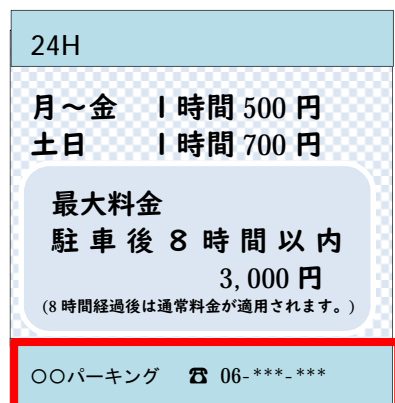
▲ 他法令で義務付けられた表示(セルフ)と他の表示板面が明確に分かれていないため、全て自家用広告物とする。



▲ 表面と裏面に他法令で義務付けられた表示(セルフ)がある場合は、どちらか一面のみを適用除外とし、もう一方は自家用広告物として面積算定に加える。

【路外駐車場（自動車の駐車に供する面積が500m<sup>2</sup>以上）】

○適用除外事例

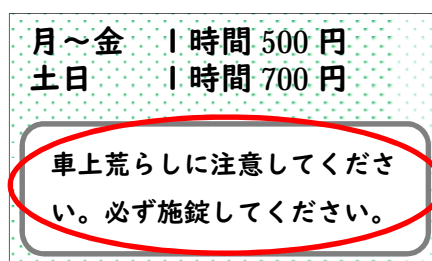


- ▲ 表示者名等が全体の面積の1/4以下。(電話番号は管理者表示とみなす)  
※表示者名の面積算定の考え方は、第3章3と同じとします。

- ▲ 表示者名等(ロゴマーク含む)が全体の面積の1/4以下。「パーキング」、「駐車場」といった表示は管理者表示として表示可とします。

- ▲ 他法令で義務付けられた表示(料金・供用時間)と他の表示板面が明確に分かれているので、料金・供用時間が表示された板面(2)のみを適用除外とします。  
(1)…自家用広告物  
(3)…管理用広告物

○適用除外にならない事例



- ▲ 表示者名以外の表示があるので自家用広告物とします。(「P」マークは自家用広告とみなします。)

- ▲ 同一板面に適用除外項目以外の記載があるため自家用広告物とします。

- ▲ 施設利用を促す表示は営利目的の表示とみなし、自家用広告物とします。

### 第3章 第8条第2項第1号 管理用広告物について

#### 1 管理用広告物とは

条例第8条第2号第1項「自己の管理する土地又は物件に当該土地又は物件の管理上の必要に基づき表示する広告物又は掲出物件（以下「管理用広告物」という。）」の適用除外の取扱いは以下のとおりとします。

##### ◆ 管理用広告物の扱い

- (1) 管理用広告物は、一敷地内で全てが規則に定める基準（大きさ7m<sup>2</sup>以内、掲出位置が地上から最上端までの距離5m以内）に適合する場合のみ適用除外とする。
- (2) 条例上は、自家用広告物と非自家用広告物の区分であり、敷地内にある他事業を表示するもの以外は全て自家用広告物とし、管理用広告物も自家用広告物の一部として扱う。
- (3) マンションや土地の、分譲や賃貸を示す管理用広告物も商品と物理的に一体性が確保され、表示内容が事業及び営業と関連していることから自家用広告物として扱う。ただし、営業所もなく販売目的でもない「管理地」の管理用広告物は非自家用広告物として扱う。

##### ◆ 管理用広告物の範囲・内容の統一

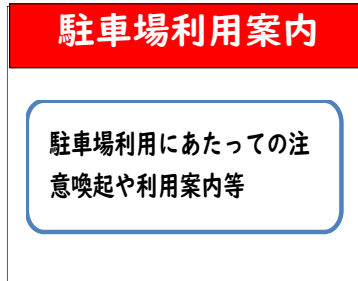
- (1) 原則として「管理上の必要に基づく表示」（以下「管理用本文」という。）のみ記載されていること。
- (2) 例外として管理者表示の記載は可。  
ただし、管理者の表示は管理本文よりも小さいこと。（全体の概ね 1/4 以下がのぞましい。）
- (3) 一の広告物に複数の広告面を有する広告物の場合は、管理用広告板面と他の表示板面が明確に分かれていること。
- (4) 一敷地内の管理用広告物の表示面積の合計が7m<sup>2</sup>を超える場合、自家用広告物としての許可申請が必要。  
ただし、敷地内に設置される他法令に基づく広告物以外の管理用広告物については、全て許可申請の対象とし、管理用広告物として認めるか否かは、事業者の申請を基本とし、申請内容を許可権者が判断して行う。



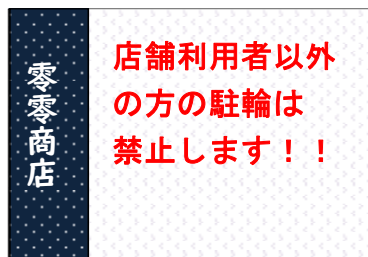
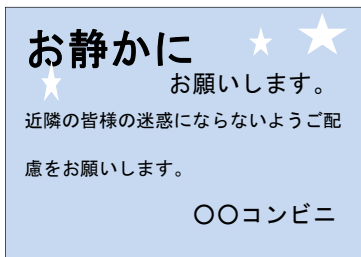
## 2 管理上の必要に基づく表示とは

「管理用本文」とは、自己の管理する土地又は物件を管理する上で必要な案内、注意を促す表示で、自己の事業及び営業の利益に繋がらないものとします。

### 【案内表示】



### 【注意喚起の表示】

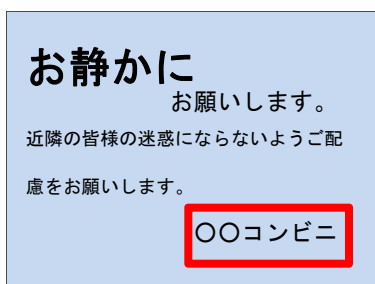


### 【管理表示】



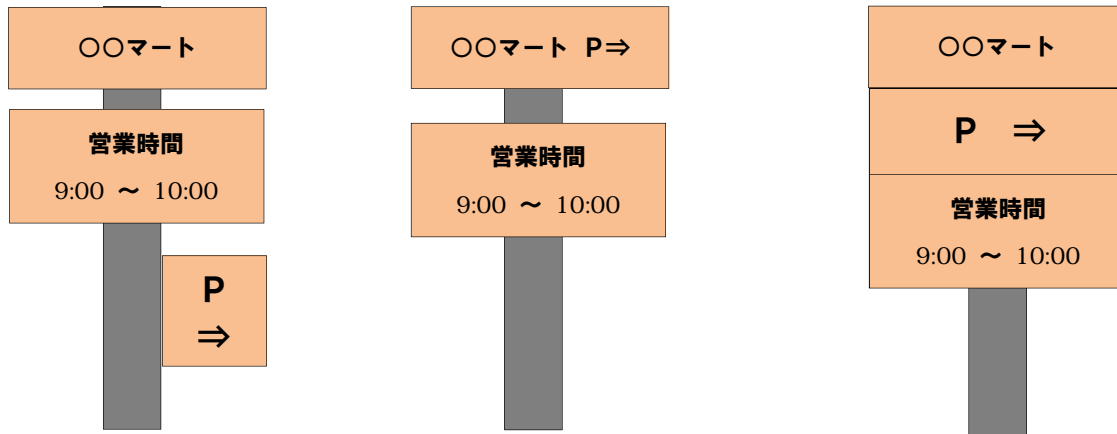
## 3 管理者表示

「管理者の表示」の面積は、管理者名、社章等のロゴマークを四角形で囲った部分とします。ただし、管理者表示部分と管理用本文の背景色が異なる場合は、背景色全体を含む部分を管理者表示とします。



#### 4 一の広告物に複数の広告面を有する場合

一つの広告物で複数の広告面を有し、管理用広告面と自家用広告面が混在する場合は、管理用広告面と自家用広告面が明確に分かれていれば、管理用広告面のみを管理用広告物とします。



▲ 管理用広告(P=>)の板面が他の板面と分かれているので、「P=>」の板面を管理用広告物とする。

▲ 管理用広告(P=>)が自家用広告表示と一体となって表示されているので、全て自家用広告物とみなす。

▲ 管理用広告(P=>)が自家用広告表示と一体となって表示されているので、全て自家用広告物とみなす。

#### 5 一敷地内で自家用広告物と管理用広告物が混在する場合

一敷地内で自家用広告物と管理用広告物が混在して設置される場合は、以下のとおりとします。

ケース	対応
管理用広告物 $\leq 7\text{m}^2$ かつ 残る自家用広告物 $\leq 7\text{m}^2$ の場合	全て適用除外とする。
管理用広告物 $\leq 7\text{m}^2$ かつ 残る自家用広告物 $> 7\text{m}^2$ の場合	管理用広告物は適用除外、残る自家用広告物を許可対象とする。
管理用広告物 $> 7\text{m}^2$ かつ 残る自家用広告物 $\leq 7\text{m}^2$ の場合	全て許可対象とする。
管理用広告物 $> 7\text{m}^2$ かつ 残る自家用広告物 $> 7\text{m}^2$ の場合	全て許可対象とする。

※ ただし、管理用広告物として認めるか否かは、事業者の申請を基本とし、申請内容を許可権者が判断して行う。

## 第4章 第8条第3項 道先案内図について

### 1 道先案内図の対象施設の扱い

条例第8条第3項の適用除外となる道先案内図は以下のとおりとします。

- (1) 学校（学校教育法第1条及び第2条）
- (2) 病院 ※診療所、クリニックは含みません。（医療法第1条の5第1項）
- (3) 大規模小売店舗立地法 第5条の届出を行った大規模小売店舗

ただし、公衆の利便に供するため掲出が必要だと各市町村で判断した場合は、上記3つ以外の道先案内図であっても、例外的な掲出を認めることとします。

### 2 道先案内図の規格

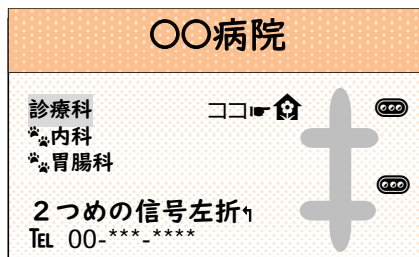
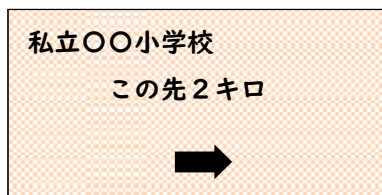
表示面積5m<sup>2</sup>以内、高さは地上から最上端まで5m以内とします。

### 3 道先案内図の表示内容

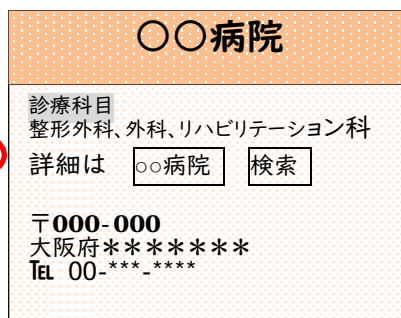
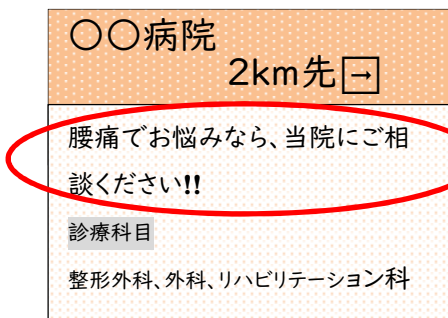
道先案内に必要な項目に限る。

- (1) 施設名及び施設名と一体となって表示されるロゴマーク
- (2) 施設住所・連絡先
- (3) 現在地からの距離・現在地からの案内（地図や目印等）
- (4) 病院等については診療科
- (5) その他、施設の道先案内に必要な項目

#### ○道先案内図事例



#### ○道先案内図とは見なせない事例



▲ 営業利益に繋がる表示があるため、通常の非自家用広告物とみなす。

▲ 道先案内に係る表示がないため、通常の非自家用広告物とみなす。

▲ 道先案内に関係のない、営業事項や写真等が表示されているため、通常の非自家用広告物とみなす。

#### 4 掲出可能な個数

大阪府屋外広告物条例が適用される市町村全体で2個とします。

(大阪府内の政令市(大阪市・堺市)、中核市(豊中市・高槻市・吹田市・枚方市・八尾市・東大阪市及び寝屋川市)を除いた市町村)

#### 5 手続き等

掲出を希望する場合は、各許可申請窓口に表示内容等を事前に相談をお願いします。

掲出数の確認は、事業者申請書と同時に「確認書」を提出してもらうとともに、窓口から府へ届出をしていただき、府で適用除外道先案内図掲示情報の台帳を管理する方法で行います。





大阪府建築部 建築指導室 建築企画課 調整グループ

〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16

咲洲庁舎 27 階(さきしまコスモタワー)

TEL: 06(6210)9718(直通)

HP : [https://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi\\_kikaku/okugaikoukoku/](https://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/okugaikoukoku/)